

◇番号：201906

◇研究機関名	熊本県立大学	◇不正の種別	架空請求（カラ雇用）
◇不正が行われた年度	平成 29 年度	◇最終報告書提出日	令和元年 10 月 30 日
◇不正に支出された研究費の額	25,830 円	◇不正に関与した研究者数	1 名

◇経緯・概要

**【発覚の時期及び契機】**

平成 30 年 7 月 6 日、元学生らからアルバイト賃金に関する相談があり、元総合管理学部准教授が正規の会計処理を行わず、賃金の還流行為の疑いが発覚した。

**【調査に至った経緯等】**

予備調査の結果、研究費の不正使用に該当する可能性が高いと判断し、本調査の実施を決定した。

◇調査

**【調査体制】**

研究行動規範委員会（学内委員 4 名、学外委員 5 名）を設置して調査を実施。

**【調査内容】**

- ・ 調査期間  
平成 30 年 8 月 24 日～令和元年 10 月 30 日
- ・ 調査対象  
当該研究者が平成 26 年度に着任して以降平成 30 年度までの間、大学において執行した全ての研究費。
- ・ 調査方法  
書面調査、物品調査、当該研究者及び関係者への聞き取り調査。

◇調査結果

**【不正の種別】**

架空請求（カラ雇用）

**【不正の具体的な内容】**

- ・ 動機、背景  
当該研究者は、元学生 1 名の雇用について、「ゼミの後などに、研究のためにアルバイトしてもらった」「元学生は教育の一環として手伝いをしたと思っているようだが、私の説明不足だった」と主張した。また、元学生 3 名から賃金全額を回収した理由について、「後日交通費を自費で上乗せして支払うためだった」と主張したが、交通費だけ上乗せすれば済み、賃金を一旦回収する必要が無いことから主張に論理性が無く、その後の調査でも明確な動機については判明しなかった。
- ・ 手法  
当該研究者は、元学生 5 名に十分な説明をしないまま平成 29 年 8 月～平成 30 年 2 月までアルバイト業務に従事させ、本来は毎月請求すべき賃金支払い処理を怠り、平成 30 年 2 月の 1 ヶ月間を雇用期間とする虚偽の書類を作成し、うち 1 名は実際には業務を行っていないにも関わらず、元学生らに出勤簿へ署名・押印させて大学に提出し、賃金を支給させた。また、当該研究者は元学生 3 名から大学が支給した賃金全額を回収した。

- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
戦略的創造研究推進事業 社会技術 研究開発 研究開発成果実装支援プ ログラム（公募型）	25,830 円	平成 29 年度	1 名
計	25,830 円		1 名（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

#### （私的流用の有無）

当該研究者は、元学生 3 名から賃金全額を回収した動機として「後日交通費を自費で上乗せして支払うためだった」と主張しており、回収した理由として十分ではないが、結果として回収した賃金以上の金額を返金しており、他の用途への流用及び私的流用があったとまでは言えないと判断した。

#### 【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

調査の結果、元学生 1 名はアルバイト業務に従事していないと証言し、同時期に作業に従事した他の学生も当該学生は業務に従事していなかったと証言した。また、当該研究者が当該学生に対し「作業しなくてよい」と話していたことも他の学生から証言があったことから、当該学生に勤務実態はなかったと判断し、当該学生に支払われた賃金 25,830 円は不正使用（カラ雇用）と認定した。

#### ◇不正の発生要因と再発防止策

##### 【発生要因】

当該研究者は、大学が実施する研究不正防止研修会を毎年受講しており、研究倫理やコンプライアンス並びに賃金等の研究費執行にあたっての留意事項等を認識し、誓約書も提出していた。にもかかわらず、毎月の賃金支払い処理を怠り、まとめて請求するなど、事務処理手続きにおいて法令や関係規則を遵守するという倫理観・規範意識が欠如していた。

雇用手続きにおいて、当該研究者は、元学生に対して雇用関係通知書を渡しておらず、雇用に関する十分な説明もしていなかった。また、本来出勤簿は学生が記入し、研究者は出勤簿を確認する立場であったにもかかわらず、当該研究者は、勤務実態と異なる出勤簿を自ら作成し、元学生に署名・押印させて大学に提出した。

##### 【再発防止策】

###### <研究倫理教育及びコンプライアンス教育の徹底>

- ・教職員に賃金等の事務処理に関する説明会受講を必須とし、事務処理マニュアルを改正し、適正な事務手続きを徹底する。
- ・大学の不正防止計画において、還流行為の禁止を明示した。

###### <事務処理手続きの見直しと徹底>

- ・雇用において、学生に雇用関係通知書を交付後、同意書兼誓約書を本人から徴収する。また、出勤簿の作成において、勤務日毎に研究者等と学生等がともに業務内容及び勤務時間を確認のうえ、月単位で研究者等が大学に提出することを周知徹底する。
- ・競争的資金で雇用した学生の中から、雇用期間中に一部抽出してヒアリングを行い、勤務状況等の調査を行う。

###### <内部監査体制の強化>

- ・これまで監事監査は総務課、内部監査は地域連携・研究推進センターで実施してきたが、監査業務の

効率化と内部牽制機能強化のため監査部門を再編・統合し、学長直属の組織として監査室を設置した。さらに、競争的資金に係る内部監査において、不正行為等が発生しやすい費目を重点的に監査し、リスクアプローチ機能を強化する。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分  
不正使用を認定した時点で当該研究者は退職しており、公立大学法人熊本県立大学職員就業規則が適用されず、処分不能とした。
- ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い  
平成30年8月24日、当該研究者に係る全研究費の一時的な支出停止等の措置を行った。
- ・本件の公表状況  
令和元年12月24日、熊本県立大学ホームページに公表（氏名公表あり）